

## 唐津市リモート窓口システム導入及び運用業務

- 1 業務の名称 唐津市リモート窓口システム導入及び運用業務
- 2 契約の履行場所 唐津市役所本庁舎及び関係機関  
詳細は別紙のとおり
- 3 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 業務委託料 ￥ . -  
(うち消費税相当額及び地方消費税相当額 ￥ . -)
- 5 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 6 契約保証金 唐津市財務規則第108条の規定による

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場による合意に基づいて、別紙条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、契約の証を電磁的記録にて作成する場合には、委託者及び受託者が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 住 所 唐津市西城内1番1号  
氏 名 唐津市  
唐津市長 峰 達 郎

受託者 住 所  
氏 名

(総則)

**第1条** 受託者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、別紙仕様書に基づきこれを完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(業務場所)

**第2条** 構築業務及び運用業務の実施場所は、別紙仕様書のとおりとする。

(業務期間)

**第3条** 構築業務の期間は、契約締結の日から令和8年9月30日までとし、運用業務の期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

(構築業務の成果の報告及び確認)

**第4条** 受託者は、構築期間の満了の日までに、受託した業務を完了し、その成果報告を委託者に1部提出し、委託者の確認を受けなければならない。

(構築業務の委託料)

**第5条** 構築業務の委託料の額は、金 円（うち、消費税相当額及び地方消費税相当額 金 円）とする。

2 受託者は、前条の規定による成果報告の確認後、前項に定める金額を、委託者に請求するものとする。

3 委託者は、前項の定めにより委託料の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に受託者に支払うものとする。

(運用業務の利用料)

**第6条** 運用業務の利用料の額は、金 円（うち、消費税相当額及び地方消費税相当額 金 円）とし、月額 円とする。

2 受託者は、次の各号の期間の業務を完了したときは、前項に定める利用料の額の 分の1に相当する額を、委託者に請求するものとする。

(1) 第1期 月 日から 月 日まで 金 円

(2) 第2期 月 日から 月 日まで 金 円

(3) 第3期 月 日から 月 日まで 金 円

3 委託者は、前項の定めにより利用料の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に受託者に支払うものとする。

4 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税率に変動が生じたときは、委託者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(業務管理)

**第7条** 受託者は、業務の進行管理に関する委託者との連絡調整を密にし、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

2 受託者は、業務の履行に際し、仕様書の内容又は業務の実施の取扱いに関して委託者の承諾を必要とする事項が生じたときは、速やかにその内容を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。

(器材等に係る費用の負担)

**第8条** 業務の実施に必要な機械器具、諸材料、消耗品等に係る費用は、全て受託者の負担とする。ただし、委託者は、受託者が業務を実施するため委託者の所有する帳簿、簿冊、資料、物品等を必要とすると認めるときは、業務完了の日を返却期限として、これを無償で受託者に貸与する。

(秘密の保持)

**第9条** 委託者及び受託者は、この契約の締結及び履行に際し知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(権利義務譲渡の禁止)

**第10条** 受託者は、第三者に対し、委託者の承諾なく業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(損害賠償責任)

**第11条** 本契約の一方当事者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、直ちに被害者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(1) 受託者がこの契約の履行に際し、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

**第12条** 委託者および受託者は、本契約の他方当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。この場合において、委託者は、契約の解除によって生じる受託者の損害については、その責めを負わないものとする。

(1) 不正な行為によりこの契約を締結したとき。

(2) 契約を履行しなかったとき、又は履行の見込みがないとき。

(3) この契約事項に違反したとき。

(4) この契約の履行に際し、委託者の指示に従わないとき。

(5) 受託者又は受託者の役員等が、次の各号のいずれかに該当するとき並びに次に掲げるいずれかに該当する者が受託者の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (契約外事項の処理)

**第13条** この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、委託者、受託者協議の上決定し処理する。

(個人情報の管理等)

**第14条** 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。